

フローチャートの結果はこちらをご確認ください！

A

➡確定申告が必要です。「確定申告書作成コーナー」でのe-Taxがオススメ！
※市申告会場ではお受けできない内容もありますので、詳細は6ページをご確認ください。

B

➡住民税の申告が必要です。

C

➡住民税の申告が必要です。ただし、年金から所得税が源泉徴収されている方で、所得税の還付を受けたい方は、確定申告が必要です。

D

➡申告の必要はありません。ただし、国保や後期高齢者医療などを利用する方は、収入がない場合でも住民税の申告が必要になる場合があります。

※確定申告をした方は別途、住民税の申告をする必要はありません。

津島税務署からのお知らせ

【確定申告をする場合】

●マイナンバーカードとスマホがある方

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、所得税、消費税および贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・e-Taxによる送信をご自宅などからすることができます。

さらに令和7年1月からは、所得税の申告画面がスマホでも操作しやすくリニューアルするほか、贈与税も新たにスマホ申告に対応し、スマホ申告がますます便利に！

また、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することで、給与所得や公的年金等の源泉徴収票、医療費の支払額などの情報が自動入力されます。申告に困った時は、下記の二次元コードをご利用ください。

申告に困ったときは

▶動画で見る確定申告
確定申告書等作成コーナーの
操作方法などを動画でご案内



▶チャットボット「ふたば」

ご質問したいことを
メニューから選択する
か、入力いただくと
「税務職員ふたば」
(AI) が回答



作成コーナー

●上記以外の方

申告会場を2月17日(月)から3月17日(月)まで(土・日曜日、祝日を除く)、津島市文化会館で開設します。ただし、3月2日(日)に限り、休日受付を行います。

津島税務署申告会場では、住民税の申告を除き、すべての申告が可能です。

会場や予約の詳細、持ち物などについては、津島税務署までお問い合わせください。

☎ 津島税務署 ☎ (26)2161

【住民税の申告をする場合】

税務課窓口、各支所および郵送で1月6日(月)から提出することができます。

なお、2月17日(月)から3月17日(月)までの申告期間中は、市申告会場でのみ、受け付けをします。

申告期間中は大変込み合いますので、お早目の手続きをお願いします。